

## 姫路獨協大学の公的研究費に係る不正取引に関与した業者に対する処分方針

平成 27 年 7 月 9 日  
最高管理責任者（学長）承認

### （目的）

第 1 条 この処分方針は、姫路獨協大学における科学研究費補助金の使用に関する取扱規程第 21 条第 2 項に基づき、取引停止の措置を講ずる必要が生じた場合の取扱いについて定める。

### （定義）

第 2 条 この処分方針に係る「取引停止」とは、競争入札における入札参加資格の停止、随意契約における取引業者への選定の停止をいう。

2 本処分方針の適用対象は、科研費の直接経費とする。

### （取引停止）

第 3 条 最高管理責任者は、次の各号のいずれかに該当する行為があったと認められる取引業者に対しては、取引を停止する措置を講ずるものとする。

- （1）調査に当たり、虚偽の申告をしたとき。
- （2）入札又は見積りに際し、不正の行為があったとき。
- （3）契約の履行に際し、品質、数量等につき不正の行為があったとき。
- （4）その他、本学に不利益をおよぼす行為があったとき。

2 取引停止の期間については、情状に応じその都度決定する。

### （取引停止に係る特例）

第 4 条 最高管理責任者は、取引停止期間中の業者であっても、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該事案に限り取引の相手方とすることができるものとする。

- （1）特許等特別な技術を必要とする物品購入等契約で、取引停止期間中の業者以外には取引の相手方がいない場合
- （2）緊急の物品購入等契約で、取引停止の期間中の業者以外では、物品購入等契約の目的を達成することができない場合
- （3）取引停止期間中の業者以外の業者と取引することが著しく不利と認められる場合

### （取引停止措置等の通知）

第 5 条 最高管理責任者は、姫路獨協大学における科学研究費助成事業に関する取扱規程第 29 条第 2 項により取引を停止したときは、文書により当該業者に対し遅滞なく通知するものとする。